

公開草案 2026年 7 月17日

(意見募集期限 2026年 8 月17日)

監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書260	監査基準報告書260
監査役等とのコミュニケーション 2011年 12月 22日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2019年 6 月 12日 改正 2020年 8 月 20日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 6 月 8 日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 6 月 16日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 改正 2023年 5 月 18日 改正 2024年 9 月 26日 <u>最終改正</u> 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 10 号) 《 I 本報告書の範囲及び適用》 《 1. 本報告書の範囲》 1. 本報告書は、監査人による監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）とのコミュニケーションに関する実務上の指針を提供するものである。本報告書はガバナンスの構造や企業の規模にかかわらず適用されるが、<u>公に取引されている事業体</u>の監査の場合に特に考慮する事項を併せて記載している。 本報告書は、監査人と、ガバナンスに責任を有する者に該当しない経営者又は所有者と監査人とのコミュニケーションに関する要求事項を記載するものではない。 (省 略)	監査役等とのコミュニケーション 2011年 12月 22日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2019年 6 月 12日 改正 2020年 8 月 20日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 6 月 8 日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 6 月 16日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 改正 2023年 5 月 18日 <u>最終改正</u> 2024年 9 月 26日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 10 号) 《 I 本報告書の範囲及び適用》 《 1. 本報告書の範囲》 1. 本報告書は、監査人による監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）とのコミュニケーションに関する実務上の指針を提供するものである。本報告書はガバナンスの構造や企業の規模にかかわらず適用されるが、<u>上場企業</u>の監査の場合に特に考慮する事項を併せて記載している。 本報告書は、監査人と、ガバナンスに責任を有する者に該当しない経営者又は所有者と監査人とのコミュニケーションに関する要求事項を記載するものではない。 (省 略)

改正案	現 行
《3. 適用時期》 8. 本報告書の適用時期は以下のとおりである。 (省 略) ・ <u>本報告書（ 年 月 日）は、2027年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。</u> 《Ⅱ 本報告書の目的》 (省 略) 《Ⅲ 定義》 (省 略) 《Ⅳ 要求事項》 (省 略) 《2. コミュニケーションを行うことが要求される事項》 (省 略) 《(4) 監査人の独立性》 (省 略) 18. 監査人は、監査チーム及び必要な範囲の監査事務所の他の構成員、監査事務所、並びに該当する場合ネットワーク・ファームが、独立性についての職業倫理に関する規定を遵守した旨について、<u>監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。</u> 18-2. <u>公に取引されている事業体の財務諸表監査においては、第18項で求められる内容に次に掲げる事項を含めなければならない。</u> <u>(1) 監査事務所、ネットワーク・ファームと企業間の関係及びその他の事項で、監査人の職業的</u>	《3. 適用時期》 8. 本報告書の適用時期は以下のとおりである。 (省 略) 《Ⅱ 本報告書の目的》 (省 略) 《Ⅲ 定義》 (省 略) 《Ⅳ 要求事項》 (省 略) 《2. コミュニケーションを行うことが要求される事項》 (省 略) 《(4) 監査人の独立性》 (省 略) 18. <u>上場企業の場合、監査人は、以下について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。</u> <u>(1) 監査チーム及び必要な範囲の監査事務所の他の構成員、監査事務所、並びに該当する場合ネットワーク・ファームが、独立性についての職業倫理に関する規定を遵守した旨</u> <u>(2) 次に掲げる事項</u> <u>① 監査事務所、ネットワーク・ファームと企業間の関係及びその他の事項で、監査人の職業的専門家としての判断により、独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項</u> <u>これには、監査事務所とネットワーク・ファームが企業及び企業が支配する構成単位に対して提供した監査及び監査以外の業務について、監査対象期間に関連した報酬金額を含めなければならない。これらの報酬に関する情報は、監査人の独立性に与える影響を監査役等が評価するのに役立つ程度に集計し、適切に区分しなければならない。</u> <u>② 識別した独立性に対する阻害要因が許容可能な水準にないと判断する場合、当該阻害要因を生じさせている状況を除去する対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するために適用されるセーフガード（A30項からA32項参照）</u> (新 設)

改正案	現 行
<u>専門家としての判断により、独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項</u> <u>これには、監査事務所とネットワーク・ファームが企業及び企業が支配する構成単位に対して提供した監査及び監査以外の業務について、監査対象期間に関連した報酬金額を含めなければならない。これらの報酬に関する情報は、監査人の独立性に与える影響を監査役等が評価するのに役立つ程度に集計し、適切に区分しなければならない（A29-2項参照）。</u> <u>(2) 識別した独立性に対する阻害要因が許容可能な水準にないと判断する場合、当該阻害要因を生じさせている状況を除去する対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するために適用されるセーフガード（A30項からA32項参照）</u> (省 略) 《3. コミュニケーション・プロセス》 (省 略) 《(2) コミュニケーションの方法》 (省 略) 21. <u>公に取引されている事業体</u>の場合、監査人は、第18項及び第18-2項に記載した監査人の独立性について、監査役等と書面又は電磁的記録によるコミュニケーションを行わなければならない。 (省 略) 《V 適用指針》 (省 略) 《2. コミュニケーションを行うことが要求される事項》 (省 略) 《(4) 監査人の独立性》（第 17 項及び第 18-2 項参照） (省 略) <u>A29-2. 職業倫理に関する規定又は法令若しくは規則に、独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項について監査役等と特定のコミュニケーションを行うことが定められている場合もある。例えば、倫理規則は、監査人に対し、サステナビリティ保証業務の報酬を含む報酬（倫理規則R410. 23項からR410. 28項等参照）や社会的影響度の高い事業体に該当する監査依頼人への非保証業務の提供に関する情報について監査役等とコミュニケーションを行うことを求めている（倫理規則R600. 21 A1項からR600. 23項等参照）。</u> (省 略) A32. <u>公に取引されている事業体</u>の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項は、<u>公に取引されている事業体以外の事業体</u>、特に、<u>その財務状況の社会的影響度が高いと監査人が判断した事業体</u>にも適用される場合がある。<u>公に取引されている事業体</u>ではないが、監査人の独立性に関するコミュニケーションが適切となることがある企業の例示としては、金融機関及び保険会社等を挙げることができる。	(省 略) 《3. コミュニケーション・プロセス》 (省 略) 《(2) コミュニケーションの方法》 (省 略) 21. <u>上場企業</u>の場合、監査人は、第18項に記載した監査人の独立性について、監査役等と書面又は電磁的記録によるコミュニケーションを行わなければならない。 (省 略) 《V 適用指針》 (省 略) 《2. コミュニケーションを行うことが要求される事項》 (省 略) 《(4) 監査人の独立性》（第 17 項及び第 18 項参照） (省 略) (新 設) (省 略) A32. <u>上場企業</u>の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項は、<u>その他の企業</u>、特に、<u>事業内容、事業規模又は事業体の属性により利害関係者が広範囲に及ぶため、社会的影響度が高い事業体</u>にも適用される場合がある。<u>上場企業</u>ではないが、監査人の独立性に関するコミュニケーションが適切となることがある企業の例示としては、金融機関及び保険会社等を挙げることができる。 <u>一方、監査役等の全員が関連する事実を知っていることが明らかな場合等、独立性に関するコミ</u>

改正案	現 行
(省 略) 《3. コミュニケーション・プロセス》 《(1) コミュニケーション方法の決定》(第 19 項参照) (省 略) 《① 小規模企業に特有の考慮事項》 A40. 小規模企業の監査の場合、監査人は、<u>例えば公に取引されている事業体</u>や大規模企業の場合よりも簡略的な方法で、監査役等とのコミュニケーションを行うことがある。 (省 略) 以 上	<u>ユニケーションを行わない場合もある。また、監査人の監査事務所とネットワーク・ファームが財務諸表監査以外に企業に関与することがほとんどないような場合には、独立性に関するコミュニケーションを行わないこともある。</u> (省 略) 《3. コミュニケーション・プロセス》 《(1) コミュニケーション方法の決定》(第 19 項参照) (省 略) 《① 小規模企業に特有の考慮事項》 A40. 小規模企業の監査の場合、監査人は、<u>上場企業</u>や大規模企業の場合よりも簡略的な方法で、監査役等とのコミュニケーションを行うことがある。 (省 略) 以 上 以 上